

ひとり親家庭相談の体制拡充及び窓口時間の変更について

区では、令和5年度より、会計年度任用職員の専門職として「ひとり親家庭相談員」を2名設置し、平日の8時30分～17時までひとり親家庭の相談を受け付けている。

ひとり親家庭等を対象とした支援事業の拡充に伴いひとり親家庭等からの相談件数が増加していることを踏まえ、令和8年度に「ひとり親家庭相談員」を1名増員して相談体制を強化するとともに、平日夜間や土日相談のニーズに対応するため、窓口時間を拡大する。

1 変更内容

(1) ひとり親家庭相談員の増員

現行の2名から3名に増員する。

(2) 窓口時間の拡大

現行	変更後
月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時 第4日曜日 午前9時～午後4時
※祝日、年末年始を除く	※第2火曜日は午後8時まで延長 ※祝日、年末年始を除く

(3) 変更後の相談受付方法

月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時については、現行と同じく予約優先（予約なしでの来庁も可）とするが、第2火曜日の午後5時から午後8時、第4日曜日については、ひとり親家庭相談員の勤務体制上、当日の対応が難しい場合が想定されるため、事前予約制とする。

2 変更時期

令和8年4月1日（水曜日）

3 今後のスケジュール（予定）

- ・令和8年3月 区報、区ホームページ等での周知
- ・令和8年4月～ 新たな曜日、時間でのひとり親家庭相談の開始